

## 議案第76号 鈴鹿市職員給与条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について

### 「市職員の給与改定」

(総務委員会所管分)

(概要) 国や他の地方公共団体との均衡が失われないようにすべきとの考えから、本市においても、国家公務員の給与改定に準拠し、市職員の期末勤勉手当の支給割合と給料表の改正を行い、また、配偶者に係る手当額を減額し、子に要する経費の実情を考慮して、子に係る手当額

を引き上げます。

期末勤勉手当の支給割合と給料表の改定については、平成28年4月1日に遡っての適用となり、その他の改正内容については、平成29年4月1日からの適用となります。



**Q.** 本市の財政が厳しい中、職員の給料を上げる判断をした理由は。

**A.** 市の財政が厳しい状況は認識していますが、従来より、職員の給与については、人事院勧告に準拠しています。

景気回復に向けた取り組みもなされており、地方経済の活性化への効果や、職員のモチベーションの低下を招かないようにとといったことを考慮し、本市は給与改定を行うと判断しました。

## 議案第69号 鈴鹿市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の制定について

### 「農業委員会委員の定数削減、農地利用最適化推進委員の設置」

(産業建設委員会所管分)

(概要) 農業委員会等に関する法律が一部改正され、農地等の利用最適化の推進が規定されました。また、農業委員会の委員の定数削減を行うとともに、新たに農地利用最適化推進委員が

設置されることとなりました。この法律の改正に伴い、農業委員会の委員の定数と農地利用最適化推進委員の定数について条例を制定するとともに、その報酬について定めようとするものです。



**Q.** 新しく設置された農地利用最適化推進委員の定数25名の根拠は。

**A.** 本市には、他市にはない地区農業委員会が23行政区それぞれに組織されており、各地域から選出された地区委員の尽力により、適正な農地法の運用が図られており、全国的にも高く評価されています。

新設されました農地利用最適化推進委員の業務は、本市においては、この地区農業委員会の業務と言い換えることができます。引き続き、地区農業委員会を中心として、農地の利用最適化を進めていく必要があることから、地区農業委員会の代表者と一般公募の2名を合わせた25名を農地利用最適化推進委員の定数とするものです。